

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛媛地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	15 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	10 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から40年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和15年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和38年4月から40年9月まで
昭和37年※月、結婚と同時にA市からB市に転居した。

結婚当初は国民年金の保険料を納付していなかったが、1年以上経ったころに、市役所から来たという男性に「過去の未納分が、2,000円くらいある。」と言われ、B市で、当月分の保険料と併せて未納保険料を5回か6回に分割して納付した。

第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和37年※月に結婚し、A市からB市に転居しているところ、A市が保管する国民年金手帳検認簿によると、39年11月ころまで同市において申立人に係る国民年金被保険者記録が管理されていたことが確認でき、また、同検認簿において、申立期間直前の37年12月から38年3月までの国民年金保険料が未納とされているものの、特殊台帳等によると、同期間の保険料は納付済みとされていることから、申立人の記録がB市に移管された39年11月以降に同期間の保険料(400円)が過年度納付されたものと推認できる上、同年11月時点において、38年4月から39年3月までの過年度保険料(1,200円)及び同年4月以降の現年度保険料(昭和39年4月から同年9月までの保険料600円)を納付することは可能であり、転居後1年以上経過した後未納保険料が2,000円くらいあると説明を受け、納付したとする申立人の主張に不自然さは見受けられない。

また、特殊台帳によると、申立人は、昭和41年4月から同年9月までの国民年金保険料を申立期間当時居住していたB市において納付したものと考えられるが、同年9月から申立人が再度居住したA市が保管する国民年金手帳検認簿及び特殊台帳によると、遅くともB市を管轄する社会保険事務所からA市を

管轄する社会保険事務所に特殊台帳の移管が行われた 42 年 2 月時点において、41 年 4 月から同年 9 月までの保険料は未納とされ、申立期間直後の保険料を過年度納付した 43 年 1 月までの間に納付済みと記録されたことが推認され、行政側の記録管理に不手際があった可能性がうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年1月から47年3月までの期間及び47年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和43年11月から47年3月まで
② 昭和47年6月

申立期間①については、昭和46年6月に結婚後、妻が自分の国民年金保険料を納付するために、当時居住していた市役所に出向いた際、窓口の担当者から私の保険料もさかのぼって納付するように言われたが、一度に払える金額ではなかったため、保険料を分割してもらって、送られてきた納付書により妻が納付してくれたはずである。

その後、転居した市においても、妻が転居前の居住していた市からの未納保険料を引き続き分割で、納付書により納付してくれた。

申立期間②については、昭和47年4月から48年3月までの納付書・領収証書を所持しているのに、47年6月のみ未納とされており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①のうち、昭和46年1月から47年3月までの期間については、申立人及びその妻が居住していた市が保管する国民年金検認カードによると、申立人及びその妻共に、47年11月に国民年金保険料の催告が行われていることが確認できるとともに、申立人の妻は、48年2月に同市で国民年金の転入手続を行い、同時に氏名の変更及び配偶者名の記載が行われたものと推認でき、申立人の妻は、当該転入手続と同日に保険料を過年度納付している上、同市においては、当時過年度保険料の納付書を常置し、必要に応じ手交又は郵送していたことが確認でき、申立人の妻が手交された納付書により保険料を納付した際に、申立人の納付書も併せて手交された可能性がある。

また、申立人及びその妻が居住していた市が保管する国民年金マスターカードによると、申立人の国民年金手帳記号番号は、同市が保管する国民年金検認カードに記載されているものと相違しており、社会保険庁のオンライン

記録上に無い国民年金手帳記号番号とされていたことが確認できるところ、同市では、同マスターカードの国民年金手帳記号番号により納付書を発行していたことが確認でき、行政側に国民年金保険料を収納できなかった事情が存在するなど、申立人の記録管理に不適切な点が見受けられる。

さらに、申立人及びその妻は、国民年金加入期間について、申立期間①及び②を除いてすべて国民年金保険料を納付している上、夫婦共に昭和 49 年 10 月から付加保険料を含めて納付するなど納付意識の高さがうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①のうち、昭和 46 年 1 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

2 申立期間②については、申立人が所持する過年度保険料の納付書・領収証書から、申立人は、昭和 49 年 9 月に申立期間②を含めた 47 年 4 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料を納付したことが確認できるところ、社会保険庁の記録によると、同庁は 47 年 7 月から 48 年 3 月までの期間を過年度保険料、47 年 4 月を特例納付保険料として収納し、併せて同年 5 月は特例納付保険料の一部として 450 円を収納していることが確認でき、このことから、同庁は、47 年 4 月から同年 6 月までの期間の保険料は、申立人が過年度納付した時点では時効により収納できないため、当時実施されていた特例納付保険料とみなして、同年 4 月及び同年 5 月の一部の保険料に充当したものと推測され、未納期間を生じさせたことは信義衡平の原則に反するなどの事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、47 年 6 月の保険料を納付していたものと認められる。

3 一方、申立期間①のうち、昭和 43 年 11 月から 45 年 12 月までの期間については、申立人の妻の国民年金保険料を過年度納付した昭和 48 年 2 月の時点では、当該期間は、時効により保険料を納付できない期間であったと考えられ、ほかに申立人の妻が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、当該期間について、申立人の妻が申立人の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付したとする申立人の妻に聴取しても、さかのぼって保険料を納付したとする期間、回数、金額等の記憶が明確ではなく、保険料の納付状況等が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①のうち昭和 43 年 11 月から 45 年 12 月までの国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA事業所B工場における資格取得日は昭和45年9月7日、資格喪失日は48年2月1日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和45年9月から46年9月までは2万6,000円、同年10月から47年8月までは3万3,000円及び同年9月から48年1月までは3万9,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年9月7日から48年2月1日まで
昭和45年3月24日から48年1月31日まで継続してA事業所に勤務しており、その間には45年9月7日に同事業所C工場から同事業所B工場へ転勤になったが、業務内容や勤務形態は全く変わらなかった。
A事業所B工場では厚生年金保険料を給与から控除されていたと思うので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあったA事業所の在籍証明書及び雇用保険の加入記録から、申立人が昭和45年3月24日から48年1月31日まで同事業所に勤務していたことが確認できるとともに、同事業所C工場が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書、同事業所B工場が発行した当時の社内報及び申立期間当時の同僚の証言から、申立人が45年9月7日付けで同事業所C工場から同事業所B工場へ転勤になったことが確認できる。

また、社会保険事務所が保管するA事業所B工場の健康保険記号番号順索引簿によると、昭和45年9月7日に同事業所C工場から同事業所B工場に転勤している16人のうち、申立人を除く15人については健康保険記号番号（以下「記号番号」という。）が確認できるところ、申立人のものと思われる記号番号のみが欠番となっている上、社会保険事務所において当該記号番号に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票が確認できず、社会保険庁の記録には不自然さが見受けられる。

このことについて、社会保険事務所は、「申立人の記録と思われる記号番号だけが抜け落ちているが、原票記録であるため、探し方がなく、詳細は不明

である。」と説明している。

さらに、申立人は昭和 47 年 12 月 13 日に結婚しているところ、社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者記号番号払出簿によると、申立人の氏名変更は、申立人が A 事業所 B 工場を退職した直後の 48 年 2 月 9 日付けで行われていることが確認でき、事業主が同事業所 B 工場における厚生年金保険被保険者資格喪失届と併せて氏名変更届を提出したことがうかがわれる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 45 年 9 月 7 日に A 事業所 B 工場において厚生年金保険の被保険者資格を取得し、48 年 2 月 1 日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同じ職種の同僚に係る社会保険事務所の記録から、昭和 45 年 9 月から 46 年 9 月までの期間は 2 万 6,000 円、同年 10 月から 47 年 8 月までの期間は 3 万 3,000 円及び同年 9 月から 48 年 1 月までの期間は 3 万 9,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所B営業所における被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和36年3月21日）及び資格取得日（昭和36年6月21日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年3月21日から同年6月21日まで

A事業所に昭和33年4月1日から平成9年3月31日まで社員として勤務していたにもかかわらず、社会保険庁の記録によると、昭和36年3月21日から同年6月21日までの同事業所C製油所での実習期間について厚生年金保険加入記録が無いことが分かった。

A事業所では、途中退職することなく継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険庁の記録では、A事業所（現在は、D事業所）B営業所において昭和33年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、36年3月21日に同資格を喪失後、同年6月21日に同事業所において再度同資格を取得しており、同年3月から同年5月までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかしながら、雇用保険の加入記録及びD事業所から提出された退職証明書から、申立人が申立期間において同事業所に継続して勤務していたことが認められる。

また、D事業所の人事担当者は、「申立人が実習として製油所に出向したとしても、当事業所において正社員として継続雇用されていたことは確かであり、申立人の出向元であるB営業所において給与から厚生年金保険料が控除されて

いたはずである。」と証言している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、昭和 35 年 10 月の A 事業所 B 営業所に係る社会保険事務所の記録から 1 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は確認できる関連資料が無く、不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録するとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 36 年 3 月から 5 月までの保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年8月から46年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和10年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年8月から46年5月まで
昭和45年7月31日に会社を退職し、その直後に夫が町役場に行き、私の国民年金の加入手続を行った。その後は自宅に集金に来た町役場の職員に、主に夫が夫婦二人分の国民年金保険料を納付した。
未加入による未納期間があるとは思わなかった。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和46年6月に払い出されているとともに、申立人が居住する町が保管する国民年金被保険者名簿によると、申立人は同年6月10日付けで国民年金に任意加入していることが確認でき、申立人はこのころ国民年金の加入手続を行ったと考えられ、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人が居住する地区の国民年金保険料徴収台帳によると、昭和45年度の同台帳に申立人の氏名は無く、46年度に初めて申立人の氏名が確認でき、加えて、46年4月及び同年5月については、保険料納入状況欄に斜線が引かれており、申立期間については国民年金に未加入であることから、国民年金保険料の徴収対象者とされていなかったことがうかがわれ、保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立人は、「当時、自宅に集金に来た町役場の職員に国民年金保険料を納付した。」と主張しているが、申立人が居住する地区では、申立期間当時、地区の納税組合長が国民年金保険料の集金を行っていたことが確認できるなど、申立内容には不自然な点も見受けられる。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 12 月から 62 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 12 月から 62 年 2 月まで
国民年金の加入手続を行ったことはないが、最初は自宅に納付書が郵送されてきて、金融機関で納付したと記憶している。その後は、毎年 1 年分の納付書が届き、金融機関で納付した。
申立期間当時、茶色の年金手帳をもらっていたと思うが、年金に関心がなかったので、引っ越した際に紛失してしまった。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成元年 7 月 10 日に申立期間当時居住していた市とは別の市において払い出されていることが確認でき、申立人はこのころ初めて国民年金に加入したと考えられ、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人が申立期間当時居住していた市では、当時、20 歳到達者に対する職権適用は行っていなかったことが確認できる上、申立人は、国民年金の加入手続を行った記憶が無いと述べているなど、申立人が申立期間当時、国民年金の被保険者資格を取得したことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が当時所持していたとする年金手帳の色は、その当時の発行されていたものと相違するなど、申立内容には不自然な点が見受けられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成 14 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 4 月から同年 6 月まで

申立期間当時は社会保険事務所の近隣に住んでいたため、国民年金保険料は、毎月、その社会保険事務所で納付していた。

平成 14 年 10 月ころ、勤めていた会社を解雇されそうになった際に、社会保険事務所に行き免除制度を知り、その時、「免除手続は 1 か月程度かかる。」との説明があったため、退職前であったが、保険料の納付と併せて免除申請も行った。

社会保険庁の記録では申立期間が申請免除とされているが、会社を退職した平成 14 年 12 月以降の期間について免除申請を行ったつもりであり、申立期間が免除になっているのは納付できない。申立期間は保険料を納付したはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「平成 14 年 10 月ころ、当時勤めていた会社を解雇されそうになったことをきっかけに免除申請を行った。この免除申請は、平成 14 年 12 月以降の期間を対象にしたものであり、申立期間について免除申請を行った覚えはない。」と主張しているところ、社会保険庁の記録によると、申立人は、平成 14 年 12 月に厚生年金保険被保険者資格を喪失したことに伴い、15 年 2 月 25 日に社会保険事務所から国民年金被保険者取得勸奨状が送付され、同年 3 月 27 日に国民年金の資格取得処理が行われていることが確認でき、申立人が免除申請を行ったとする時点では、14 年 12 月以降について、申立人はまだ国民年金の被保険者とされていなかったものと考えられる。

また、社会保険事務所は、「平成 14 年度においては、システム上の免除申請日は、実際の申請日にかかわらず定型的に 5 月 31 日としていた。」と回答

しているところ、社会保険庁の記録によると、申立期間に係る免除申請日は平成14年5月31日とされており、その処理年月日は申立人の免除申請書が受理されている同年12月26日から間もない15年1月28日であることが確認できる。

さらに、平成14年12月から15年6月までの免除期間に関しては、申立人による免除申請は15年6月まで有効であったため、同年3月27日の国民年金被保険者資格取得処理の際、申立期間の免除に追加して免除承認が行われたものと考えられ、これらのことを総合的に判断すると、申立期間は、申立人から提出された免除申請に基づき免除が承認されたものと考えられる。

加えて、申立人は、「申立期間当時は、毎月、社会保険事務所に行き保険料を納付していたので、申立期間は保険料を納付しているはずである。」と主張しているところ、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人の納付日が確認できる申立期間直前の平成13年度における納付状況を見ると、当月内に納付しているのは4か月のみであり、2か月ないし3か月分をまとめた納付が3回（計7月分）、現金納付（過年度納付）が1回（1月分）となっており、毎月納付していたとする主張には不自然な点が見受けられる。

なお、納付済期間と免除期間が重なる場合は過誤納となり、オンライン記録に履歴が残るが、申立期間について当該履歴は確認できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 3 月から同年 12 月までの期間、60 年 5 月から同年 12 月までの期間、63 年 1 月から同年 3 月までの期間、同年 6 月から同年 7 月までの期間及び平成元年 6 月から 9 年 11 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 3 月から同年 12 月まで
② 昭和 60 年 5 月から同年 12 月まで
③ 昭和 63 年 1 月から同年 3 月まで
④ 昭和 63 年 6 月から同年 7 月まで
⑤ 平成元年 6 月から 9 年 11 月まで

会社を退職した昭和 58 年ころ、市役所から国民年金に加入するよう通知があり、市役所で加入手続を行った。

保険料金額は覚えていないが、送付されてきた納付書により金融機関で納付した。

また、平成 3 年前後に保険料を免除するという内容の通知が届き、それ以後納付書は届かなくなった。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は平成 7 年 7 月ころに払い出されており、申立人はこのころに国民年金に加入したと推認されるが、この時点では、申立期間①から④及び⑤の一部（平成元年 6 月から 5 年 5 月まで）は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない上、申立人は、昭和 58 年ころに居住していた市から国民年金に加入するよう通知が届いたと

供述しているところ、申立人が居住する市において、昭和 58 年当時は国民年金の未加入者に対する適用勧奨を行っておらず、平成 7 年ころに実施していたことが確認でき、申立人が国民年金の加入手続を行った時期を誤認している可能性がうかがわれる。

さらに、申立人は、平成 3 年前後に国民年金保険料の免除承認通知を受け取り、それ以後納付書が届かなくなったと申し立てしているところ、申立人は、免除申請をした記憶は無いと述べている上、免除申請を行っていない国民年金の被保険者に納付書が届かなくなることは無いと考えられ、申立内容に不自然さが見受けられる。

加えて、申立期間は 5 回にわたって 125 か月と長期間であり、妻も結婚後の申立期間に係る国民年金保険料は、厚生年金保険に加入している期間を除き、未納となっている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年7月から53年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年7月から53年9月まで
昭和51年6月ころ、母親が国民年金の加入手続をしてくれ、毎月、私が渡していた生活費の中から保険料を納付してくれていたはずである。
申立期間前後の国民年金保険料は納付済みとされているのに、申立期間の保険料のみが未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が居住していた市が保管する国民年金被保険者名簿によれば、申立人は、申立期間直後の昭和53年10月から55年3月までの国民年金保険料を55年12月に過年度納付していることが確認でき、この時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であったと考えられ、ほかに申立人又は申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の母親が、申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付したとする申立人の母親は既に死亡しており、国民年金保険料の納付状況等が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年1月15日から同年11月1日まで
昭和19年4月から21年10月ころまでA事業所に勤務していたと記憶しているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間当時、A事業所（現在は、B事業所）において一緒に勤務していたと記憶する同僚及び申立期間当時、同事業所に勤務していた従業員から聴取しても、申立人が申立期間において同事業所に勤務していたことをうかがわせる証言が得られない上、申立人の同事業所における勤務期間に係る記憶も明確ではないなど、申立人が申立期間において同事業所に勤務していたことを推認することができない。

また、B事業所は、「当時の資料が保存されておらず、厚生年金保険料の控除及び納付を行ったかどうかについては不明であるが、当社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者台帳によれば、申立人が、資格喪失日の昭和21年1月15日まで正社員であったことが確認できる。それ以降については、不明である。」と供述している。

さらに、社会保険事務所が保管するA事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は昭和19年4月11日に健康保険の被保険者資格を取得（厚生年金保険の被保険者資格取得日は、厚生年金保険法が施行された昭和19年10月1日）し、21年1月15日に厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認できる上、同年4月1日に厚生年金保険の標準報酬月額改正法が施行されているところ、同被保険者名簿において、申立人については改正された記録が無いなど、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与

から控除されていた事実を確認できる資料は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 11 月 21 日から 63 年 10 月 26 日まで
以前勤務していた会社を退職してすぐにA事業所に入社したが、厚生年金保険の被保険者資格取得日が昭和 63 年 10 月 26 日になっている。
A事業所に勤務していた期間は厚生年金保険に加入していたと思うので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間においてA事業所で勤務していたことは、同僚の証言から、期間は特定できないものの、推認できる。

しかしながら、A事業所の経理担当者は、「採用後は3か月程度の試用期間があり、その後、本人が年金手帳を提出してきた時点で、厚生年金保険と雇用保険の加入手続を行っていた。年金手帳を紛失している場合は、年金手帳の再交付を受けた上で厚生年金保険の加入手続を行っていた。」と証言しているところ、申立人の同事業所における雇用保険の加入年月日は、厚生年金保険の記録と同じ昭和 63 年 10 月 26 日であることが確認できる上、社会保険庁の記録及び申立人が所持する年金手帳から、申立人の年金手帳は同年 11 月 1 日付けで滅失再交付されるとともに、同年 11 月 8 日付けで申立人に係る厚生年金保険記号番号の統合処理が行われていることが確認でき、同事業所は、このころに申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得手続を行ったものと推認される。

また、A事業所の経理担当者は、「厚生年金保険料の控除は、厚生年金保険の被保険者資格取得手続を行い、標準報酬月額が決定された上で行っているのので、申立期間について厚生年金保険料を控除することは考えられない。」と証言しており、ほかに、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛媛厚生年金 事案 344 (事案 158 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 5 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 1 月 1 日から同年 2 月 1 日まで
② 昭和 28 年 3 月 1 日から同年 6 月 1 日まで
③ 昭和 51 年 7 月 16 日から 52 年 5 月 1 日まで

私の母は、昭和 26 年 12 月 1 日から 51 年 7 月 15 日まで継続して A 事業所 B 支社に勤務していたので、申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。今回、母の友人の手紙を新たな資料として提出するので再度審議してほしい。

また、定年退職後の申立期間③について、引き続き A 事業所 B 支社に勤務していたことを私の元妻が証言しているので、当該期間についても厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の長男が、申立人の厚生年金保険被保険者記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、A 事業所 B 支社の人事担当者が、「営業職員の営業成績が悪くなると、出勤義務がなくなり、厚生年金保険に加入しない嘱託職員のような立場になっており、当初、申立人についても、その状況が確認できなかったが、その後厚生年金保険に加入すべき期間であることが判明したため、解決金として申立人に 2 万円支払った。」と証言している上、社会保険庁の記録では、申立人の厚生年金保険被保険者資格が喪失されていることから、事業所が申立人の厚生年金保険料を控除していなかったことがうかがわれること、申立期間②については、同事業所の前記の人事担当者が、「当該期間については、申立人は、営業職員の資格がないことがはっきりしており、厚生年金保険の被保険者資格がない期間であった。」と証言してい

ることなどから、申立期間①及び②については、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づく平成20年9月11日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人の長男から新たな資料として、申立人がA事業所B支社に勤務していた当時の友人からの手紙が提出されたが、当該手紙の内容は、在職当時の昇格、処遇改善等に関するものであり、厚生年金保険料の控除に関する記述は見当たらず、その他に当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間①及び②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

- 2 申立期間③については、申立人が昭和52年7月16日に定年退職した後は、A事業所の代理店となっていたことが同事業所の資料からうかがわれるところ、同事業所は「当社では、代理店は厚生年金保険に加入させていない。」と回答しており、同事業所の在籍証明書及び厚生年金保険被保険者期間証明書には申立期間に係る申立人の記録が無いことから、申立人は厚生年金保険の被保険者でなかったものと推認される。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 3 月 19 日から同年 8 月 1 日まで
申立期間において、A事業所に勤務していたので、同期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間当時、期間は特定できないものの、A事業所に勤務していたことは、申立人から提出された写真及び申立期間当時同事業所に勤務していた複数の同僚の証言から確認できる。

しかしながら、申立人と同時期にA事業所に就職したとする上記の複数の同僚については、社会保険事務所が保管する同事業所の健康保険・厚生年金保険事業所別被保険者名簿により、就職して約4か月後に同事業所の厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認でき、同事業所においては、申立期間当時は就職して一定期間を経過した後に厚生年金保険に加入させていたことがうかがわれる。

また、社会保険事務所が保管するA事業所の健康保険・厚生年金保険事業所別被保険者名簿及びB健康保険組合が保管する同事業所の被保険者台帳の中に、申立人の氏名は確認できない。

さらに、申立てに係る事業所は既に全喪している上、申立期間当時の事業主及び事務担当者は既に死亡していることから、申立ての事実を確認できる関連資料や供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月 1 日から 51 年 5 月 1 日まで

A事業所で勤務していた時の申立期間に係る給与支給総額は、20万円を超えていたと記憶しているが、標準報酬月額は給与支給総額より低額になっている。正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所の元事務担当者から提出された健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書及び健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書に記載されている申立人及びその同僚の申立期間当時の標準報酬月額は、いずれも社会保険庁のオンラインに記録されている標準報酬月額と一致していることから、事業主は同庁の記録どおりの届出を行っていたことが確認できる。

また、申立人に係る申立期間当時の給与支給額や保険料控除額を確認できる資料は無い上、申立人の申立期間当時の標準報酬月額は、申立人と同じ役職であった同僚の標準報酬月額と比べてもほぼ同額であり、さらに、申立期間のうち、昭和 48 年 4 月 1 日から同年 10 月 31 日までの標準報酬月額の上限額は、申立人が主張する 20 万円よりも低い 13 万 4,000 円であったことが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛媛厚生年金 事案 347

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 9 月 1 日から 12 年 3 月 31 日まで
社会保険庁の記録では、事業主（取締役）として勤務していたA事業所における申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、社会保険事務所によって改ざんされていたことが判明した。
申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が事業主（取締役）を務めていたA事業所は、社会保険庁の記録によると、平成 12 年 3 月 31 日に全喪しており、その約 1 か月後の同年 4 月 28 日に 11 年 9 月から 12 年 2 月までの申立人に係る標準報酬月額が 15 万円から 10 万 4,000 円に訂正されたことが確認できる。

しかしながら、申立人は、「自ら社会保険事務所に出向き、全喪届を提出した。」と述べている上、社会保険事務所には、平成 12 年 4 月 28 日にA事業所に係る全喪届を受理した記録がある上、同日に標準報酬月額を減額処理した後の滞納保険料を申立人が現金で納付したとする記録が残されている。

また、申立人は、平成 11 年 10 月 16 日から同年 11 月 6 日までの 22 日分について健康保険の傷病手当金を受けているが、標準報酬月額が 15 万円から 10 万 4,000 円に訂正されたことによる同手当金の差額 2 万 196 円（日額 918 円×22 日分）を全喪処理後の 12 年 5 月 24 日に返納していることが確認できる。

このため、事業主であった申立人が関与せずに社会保険事務所において標準報酬月額の改定処理がなされたことは考え難く、申立人は、標準報酬月額の減額に同意していたものと考えられる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、事業主として自らの標準報酬月額の減額処理に同意しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 5 月 21 日から 61 年 2 月 1 日まで
申立期間当時、A事業所に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無い。
給与明細書等はないが、家計簿及び退職金明細書に入社年月日が昭和 59 年 5 月 21 日と明記されているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間においてA事業所に勤務していたことは、雇用保険の加入記録、申立人から提出された同事業所に係る退職金明細書及び家計簿に記載されたメモ書きにより確認できる。

しかしながら、A事業所は既に全喪しており、申立期間当時の厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる資料が無い上、同事業所に勤務していた元事務担当者は、「私が保管している当時の名簿によると、申立人の入社日は昭和 59 年 5 月 21 日で、厚生年金保険の加入は 61 年 2 月 1 日で間違いない。この会社がどういう基準で従業員の社会保険への加入を決めていたのかは分からないが、入社して1年以上経過した後に社会保険の加入手続をした人はほかにもいる。」と証言している。

また、社会保険庁の記録及び申立人から提出された家計簿から、申立人は、申立期間において国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる上、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人から聴取しても、「昭和 61 年 1 月までは、厚生年金保険料を給与から控除されていなかった。」と述べており、申立期間において厚生年金保険に加入していたこと

をうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年9月から31年12月まで

社会保険事務所で、「昭和27年12月1日から29年5月1日までA事業所で厚生年金保険の加入記録があるが、当該期間については脱退手当金が支給されている。」との説明を受けたが、28年4月から30年3月までの2年間は、東京の編み物学校に通っていたので、同事業所に勤務できるはずはなく、厚生年金保険の加入記録が誤っている。

正しくは、申立期間においてA事業所に勤務し、同事業所に係る脱退手当金は受給していないので、同期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間より前の昭和27年12月1日から29年5月1日までA事業所に勤務していたことは、当該期間、同事業所に勤務していた元従業員の証言から確認できるものの、申立期間において申立人が同事業所に勤務していたことについては、申立期間当時、同事業所に勤務していた複数の元従業員から聴取しても、勤務していたことをうかがわせる具体的な証言を得ることができない。

また、A事業所から提出された昭和29年2月の昇給台帳に申立人の氏名が確認できるが、申立期間内の31年7月の同台帳には申立人の氏名は無く、申立人が申立期間において同事業所に勤務していた事実を確認することができない。

さらに、社会保険庁の記録によると、同一の被保険者番号で管理されている昭和27年12月1日から29年5月1日までのA事業所の被保険者期間とその期間以前に勤務した事業所の被保険者期間を合算して脱退手当金が支給決定されていることが確認でき、この脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、同事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の29年7月に支給決定されている上、同庁が保管する申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金を支給した旨の記載があるなど、一連の事務処理に不自然さはない。

加えて、社会保険事務所が保管するA事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は昭和27年12月1日から29年5月1日までの申立人の記録は確認できるものの、申立期間において申立人の氏名は無く、健康保険被保険者番号に欠番も無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年7月3日から35年1月16日まで

A事業所を退職するときに会社から脱退手当金の説明はあったが、私は将来のためにもらわなかった。

また、昭和34年11月に結婚したにもかかわらず、社会保険事務所で脱退手当金は旧姓で支給されていると言われたがそのようなことは考えられないので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後5ページに記載されている厚生年金保険被保険者期間が2年以上ある女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和35年1月16日の前後約2年以内に被保険者資格を喪失した者51人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、40人に脱退手当金の支給記録があり、そのうち34人については厚生年金保険被保険者資格喪失日から約6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求が行われた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和35年3月30日に支給決定されているほか、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、同年3月に、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されていること、厚生年金保険脱退手当金支給報告書には、申立期間に係る脱退手当金の支給額や裁定年月日が記載されていることなど、一連の事務処理に不自然さはう

かがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年8月から55年7月まで
申立期間において、A事業所に勤務していたので、同期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間当時、A事業所で一緒に勤務していたとする上司1人及び同僚2人から聴取したところ、申立人が、申立期間当時、同事業所に勤務していたことをうかがわせる証言を得ることができない上、申立期間当時、同事業所に勤務していたことが確認できた別の従業員から提出された資料により、申立人が昭和54年7月26日に退職していることが確認でき、申立人が申立期間において同事業所に勤務していた事実を確認することができない。

また、社会保険事務所が保管するA事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票の中に申立人の氏名は無く、健康保険被保険者番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人から聴取しても、保険料控除の記憶は明確ではない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたと認めることはできない。